

福岡工業大学における動物実験及び動物実験施設の運用管理に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡工業大学および福岡工業大学短期大学部（以下、「本学」という。）における動物実験に関する規程（以下、「動物実験規程」という。）第36条に基づき、本学における動物実験及び動物実験施設の運用管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(動物実験の実施及び結果の報告)

第2条 動物実験責任者は、新規に動物実験を実施する場合、動物実験規程第9条に基づき「動物実験計画書（様式1）」（以下、「計画書」という。）を動物実験実施予定の前月の15日までに委員会へ提出する。ただし、15日が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌平日を提出締切とする。

2 承認された計画書の内容について、動物実験の実施前に変更が生じた場合は、前項の締切の限りでなく速やかに計画書（計画区分：変更）を提出する。

3 動物実験責任者は、承認された計画書に基づき動物実験を実施した後、動物実験規程第11条に基づき、1か月以内に「動物実験実施結果報告書及び動物実験の自己点検報告書（様式2）」（以下、「結果報告書」という。）を提出する。なお、承認された計画書に基づいた動物実験を一部変更して実施、もしくは中止した場合も、1か月以内に結果報告書の提出をもって報告する。

(委員会の開催)

第3条 委員長は、新規の動物実験計画書が提出される都度、提出された月の最終日までに委員会を開催する。

2 委員長は、その他の審議事項や報告事項がある場合に随時委員会を開催することができる。

(教育訓練の実施)

第4条 学長もしくは学長から委任された者は、動物実験規程第30条に基づき、定例の教育訓練を原則4月と10月の年2回実施する。

2 学長もしくは学長から委任された者は、前項によらず、必要に応じて臨時の教育訓練を実施することができる。

(動物実験施設の利用資格)

第5条 動物実験施設（以下、「施設」という。）に立ち入る、もしくは施設を利用することができる者（以下、「施設の利用資格を有する者」という。）は、本学に所属する教職員及び学生、本学に所属する者と契約を締結した共同研究者、本学に所属する者が受け入れた学外研究員（客員研究員又は共同研究員）並びにこれらの関係者で動物実験委員会が許可した者で、かつ動物実験規程第30条に定める教育訓練を当該年度に受講した者とする。

(動物実験施設の利用手続)

第6条 前条に定める施設の利用資格を有する者で、実際に施設に立ち入る、あるいは施設を利用する必要がある者は、「静脈認証用暗証番号登録届出書（様式A）」（以下、「登録届出書」という。）を提出する。

- 2 施設の利用資格を有する者のうち、施設にて動物実験を実施できる者は、動物実験規程第9条に定める手続きを経て、動物実験計画の承認を得た動物実験責任者及び動物実験実施者とする。
- 3 入退室システムに登録後、施設に立ち入る、もしくは施設を利用する必要がなくなった者は、「静脈認証用暗証番号登録解除届出書（様式B）」（以下、「登録解除届出書」という。）を提出する。
- 4 管理者は、登録届出書及び登録解除届出書の提出及びその届出承認の可否について委員会で報告する。

（施設の利用資格を有する者以外の施設管理の目的での一時立ち入り）

第7条 第5条に定める施設の利用資格を有する者以外が、施設管理の目的で施設に立ち入る必要がある場合は、「一時立入申込書（様式C）」の提出により管理者の許可を得た後、施設の利用資格を有する者の付き添いの上、立ち入ることができる。

- 2 管理者は、一時立入申込書の提出及びその申込の承認の可否について委員会で報告する。

（施設の利用資格を有する者以外の施設管理の目的以外での一時立ち入り）

第8条 施設の利用資格を有する者以外が、前条で定める目的以外で施設に立ち入る必要がある場合は、「一時立入申込書（様式C）」の提出により管理者の許可及び委員会での承認を得た後、施設の利用資格を有する者の付き添いの上、立ち入ることができる。

（罰則）

第9条 学長は、第6条から第8条で定める動物実験施設への立ち入り、あるいは動物実験施設の利用において、申請内容とは異なる目的等で施設を利用したことを把握した場合、当該申請者の施設利用を停止することができる。

（改廃）

第10条 この細則の改廃は、動物実験委員会、総合研究機構運営委員会の議を経て、教授会に報告するものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(様式 A)

年 月 日

動物実験施設長 殿

申請者 (動物実験責任者)

所属・職名 : _____

氏 名 : _____ 印

静脈認証用暗証番号登録届出書

下記の通り、動物実験施設の入退出に伴う静脈認証用暗証番号 (4桁の数字) の登録を届け出ます。

届出者氏名	所属・職名 もしくは学年	学生の場合は 学籍番号	暗証番号	教育訓練受講日 新規・継続 (○を付けること)
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続
				年 月 日 新規・継続

※動物実験施設長記入欄	<input type="checkbox"/> 本届出を承認します。 <input type="checkbox"/> 本届出を承認しません。 意見等 :
	年 月 日 動物実験施設長 氏名 印

(様式 B)

年 月 日

動物実験施設長 殿

申請者 (動物実験責任者)

所属・職名 : _____

氏 名 : _____ 印

静脈認証用暗証番号登録解除届出書

下記の通り、動物実験施設の入退出に伴う静脈認証用暗証番号 (4桁の数字) の登録解除を届け出ます。

届出者氏名	所属・職名もしくは学年	学生の場合は学籍番号	暗証番号	解除理由

※動物実験施設長記入欄	<p><input type="checkbox"/> 本届出を承認します。</p> <p><input type="checkbox"/> 本届出を承認しません。</p> <p>意見等 :</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">動物実験施設長</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>
-------------	--

